

告 示

埼玉県告示第二百四十一号

令和三年埼玉県告示第百八十一号で公示した公共測量は、令和三年二月二十六日終了した旨測量計画機関である埼玉県荒川左岸南部下水道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕